横須賀市がん対策推進計画専門部会細則

（目的）

第１条 横須賀市がん対策推進計画の策定、改定、進行管理及び評価など必要な事項を検討するため、保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）条例第６条の規定に基づき、横須賀市がん対策推進計画専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（組織）

第２条 専門部会は、部会員 10 人以内をもって組織する。

２　部会員は、市民、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

３　部会員の任期は、２年とする。ただし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長）

第３条 専門部会に部会長を置き、部会員が互選する。

２　部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

３　部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。

（会議）

第４条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

２　専門部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　専門部会は、必要に応じて部会員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

（傍聴）

第５条 専門部会の傍聴については、保健医療対策協議会一般傍聴実施要領の規定を準用する。

（庶務）

第６条 専門部会の庶務は、民生局健康部健康管理支援課において行う。

（その他）

第７条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会の同意を得て協議会委員長が定める。

附 則（施行期日）

この細則は、令和６年４月１日から施行する。